

評議員、役員報酬等の支給に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人博由社（以下「当法人」という）定款第9条及び第24条の規定に基づき、評議員、役員（以下「役員等」という。）の報酬等について定める。

(役員等の勤務形態)

第2条 役員は、これを分けて常勤及び非常勤とする。

2 評議員は非常勤とする。

(報酬等)

第3条 理事長及び業務執行理事には、勤務形態に応じて、報酬及び通勤手当を支給する。ただし、当法人職員を兼務し、職員給与を支給している者に対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

2 その他の役員等には、職務に応じた報酬を支給するものとし、賞与及び退職手当は支給しない。

(理事長及び業務執行理事の報酬等の算定方法)

第4条 理事長及び業務執行理事の報酬は月額とし、別表1に定める金額の範囲内で支給する。

2 通勤手当については、職員給与規則に準ずる額を支給する。

3 理事長及び業務執行理事が職務のため出張をしたときは、出張旅費規程を準用し、その費用を弁償する。

(その他の役員等の報酬等の算定方法)

第5条 その他の役員等の報酬は日額とし、別表2に定める金額とする。

2 その他の役員等が会議に出席し、また、職務のため出張をしたときは、出張旅費規程を準用し、その費用を弁償する。なお、費用の弁償の額は実費とし、請求があったときは、遅滞なく現金で支払うものとする。

(報酬等の総額)

第6条 理事に対して、各年度の総額が1,200万円を超えない範囲で、報酬を支給することができる。

2 監事に対して、各年度の総額が50万円を超えない範囲で、報酬を支給することができる。

(報酬等の支給方法)

第7条 理事長及び業務執行理事に対する報酬及び通勤手当の支給時期は、毎月25日とし、支払い方法は、金融機関振込とする。ただし、その日が休日に当たるときは、職員給与規則に準じた日とする。

- 2 その他の役員等に対する報酬等は、会議等に出席した都度、支給するものとする。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第8条 新たに理事長及び業務執行理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 理事長及び業務執行理事が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 本条第2項の規定にかかわらず、理事長及び業務執行理事が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第9条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第10条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定める。

附則

- この規程は、平成29年6月17日から施行する。
この規程は、平成30年2月27日から施行する。
この規程は、平成30年4月1日から施行する。
この規程は、令和2年8月1日から施行する。
この規程は、令和3年6月26日から施行する。
この規程は、令和4年7月1日から施行する。
この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表1（理事長及び業務執行理事の報酬等）

役職名	報酬月額 (報酬年額)	勤務形態
理事長	45万円以内 (540万円以内)	常 勤
	45万円を40時間で除した額に、1週 当たりの勤務時間数を乗じた額	非常勤
業務執行理事 常務理事	41万5千円以内 (496万円以内)	常 勤
業務執行理事	5万円以内 (60万円以内)	非常勤

別表2（その他の役員等の報酬）

用務	報酬日額
評議員会・理事会、その他重要な会議等への出席	1万円
監事監査を行うための出勤	3万円
上記の他、法人及び施設の業務のための出勤	1万円